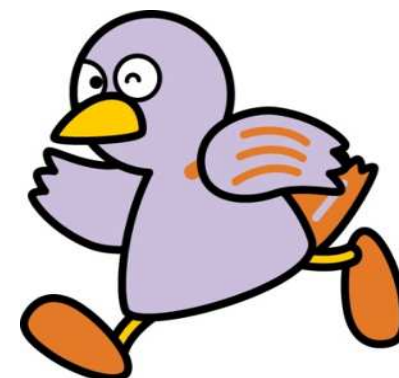


成年後見制度利用促進について

令和6年4月

埼玉県 福祉部 地域包括ケア課
TEL : 048-830-3251
FAX : 048-830-4781



埼玉県のマスコット「コバトン」



目次

(1)成年後見制度とは

(2)県内の利用者数の推移

(3)普及・利用促進への取組（国）

- 第二期成年後見制度利用促進計画
- 成年後見利用促進のための
地域連携ネットワークづくり
- 埼玉県成年後見制度利用促進協議会

(1) 成年後見制度とは (① 法定後見制度)

- 民法改正により、平成12年(2000年)に介護保険法と同時にスタート。
- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断する能力が不十分な人を法律で守り、支える制度です。
- 本人の判断能力に応じて、3つの制度があります。

	補 助	保 佐	後 見
本人の判断能力	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
本人を支援する人	補助人	保佐人	成年後見人

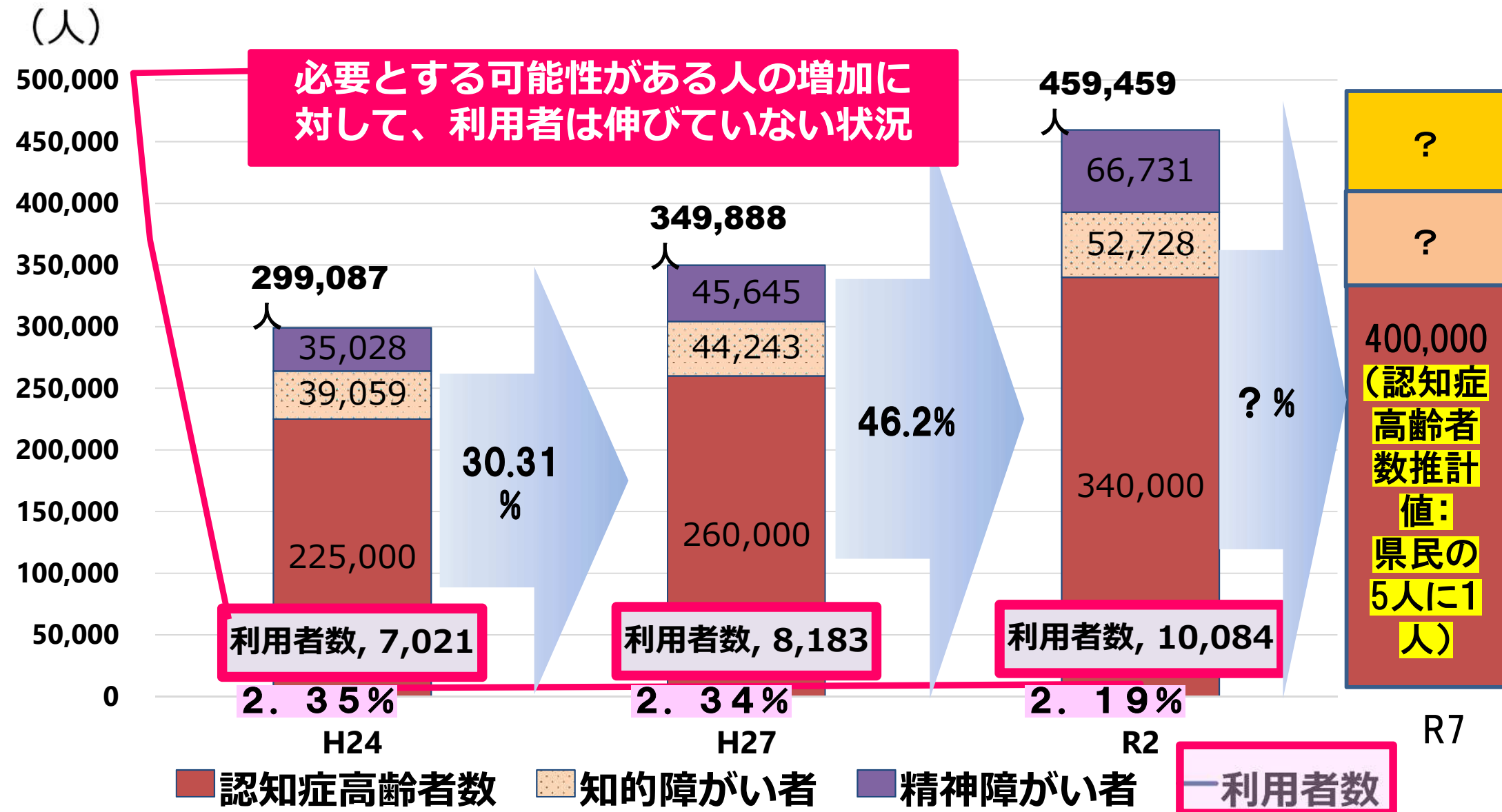
- 家庭裁判所への「申立て」：申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。
- 申立ては、原則として、本人の住所地を担当する家庭裁判所（支部、出張所を含む）に行います。（外国人の方も原則可能です）
- 手続き案内：[さいたま家庭裁判所 後見サイト](#)、参考情報：「[成年後見はやわかり](#)」サイト
- **相談窓口**：各市町村担当課、成年後見センター・中核機関等 [県ホームページに各市町村の相談窓口一覧表](#)を掲載しています。

(「埼玉県 成年後見制度に関する相談窓口」で検索)

(1)成年後見制度とは (②任意後見制度)

- 本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを**契約（任意後見契約）**で決めておく制度です。
- **「任意後見契約」の締結について**
本人の住所に近い**「公証役場」**で、公証人の作成する**「公正証書」**により締結します。
- 将来、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に「任意後見監督人選任」の「申立て」を行い、「任意後見監督人」を選任してもらうことで、契約の効力が発生します
- **家庭裁判所への「申立て」について**
申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、**任意後見受任者**です（外国人の方もできる場合がありますので裁判所へ相談します）

(2) 埼玉県認知症高齢者数(推計)・障害者数と制度利用者数の推移



(3) 成年後見制度の普及・利用促進への取組（国）

- 平成28年4月15日公布 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 平成30年4月1日施行 （成年後見制度利用促進法）

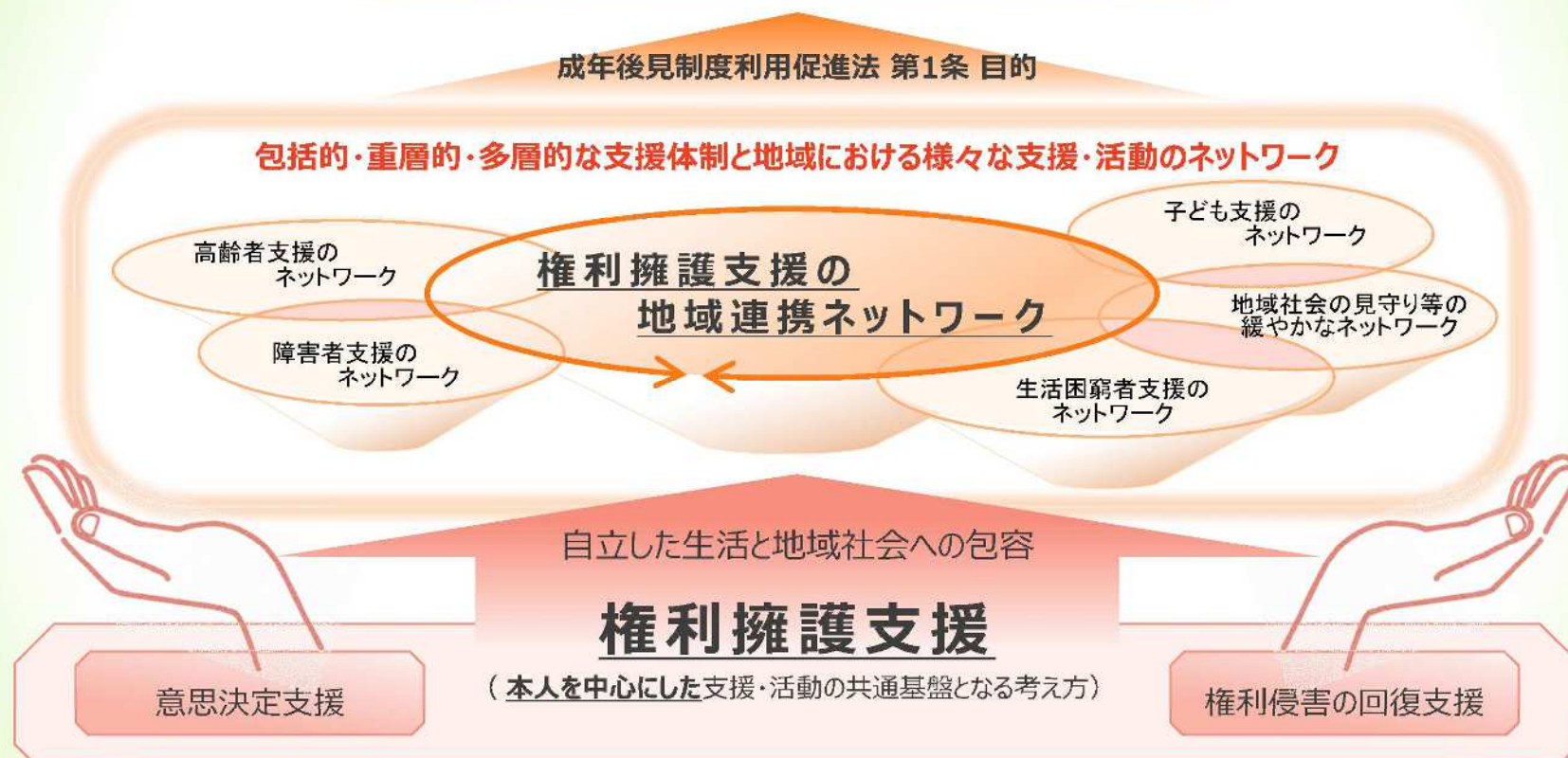
•平成29年度～33年度（令和3年度）
第1期 成年後見制度利用促進基本計画

•令和4年度～令和8年度
第2期 成年後見制度利用促進基本計画

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現



市町村における体制整備が急務 (R6までに全国市町村で整備中)

(1) 市町村基本計画の策定

利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定

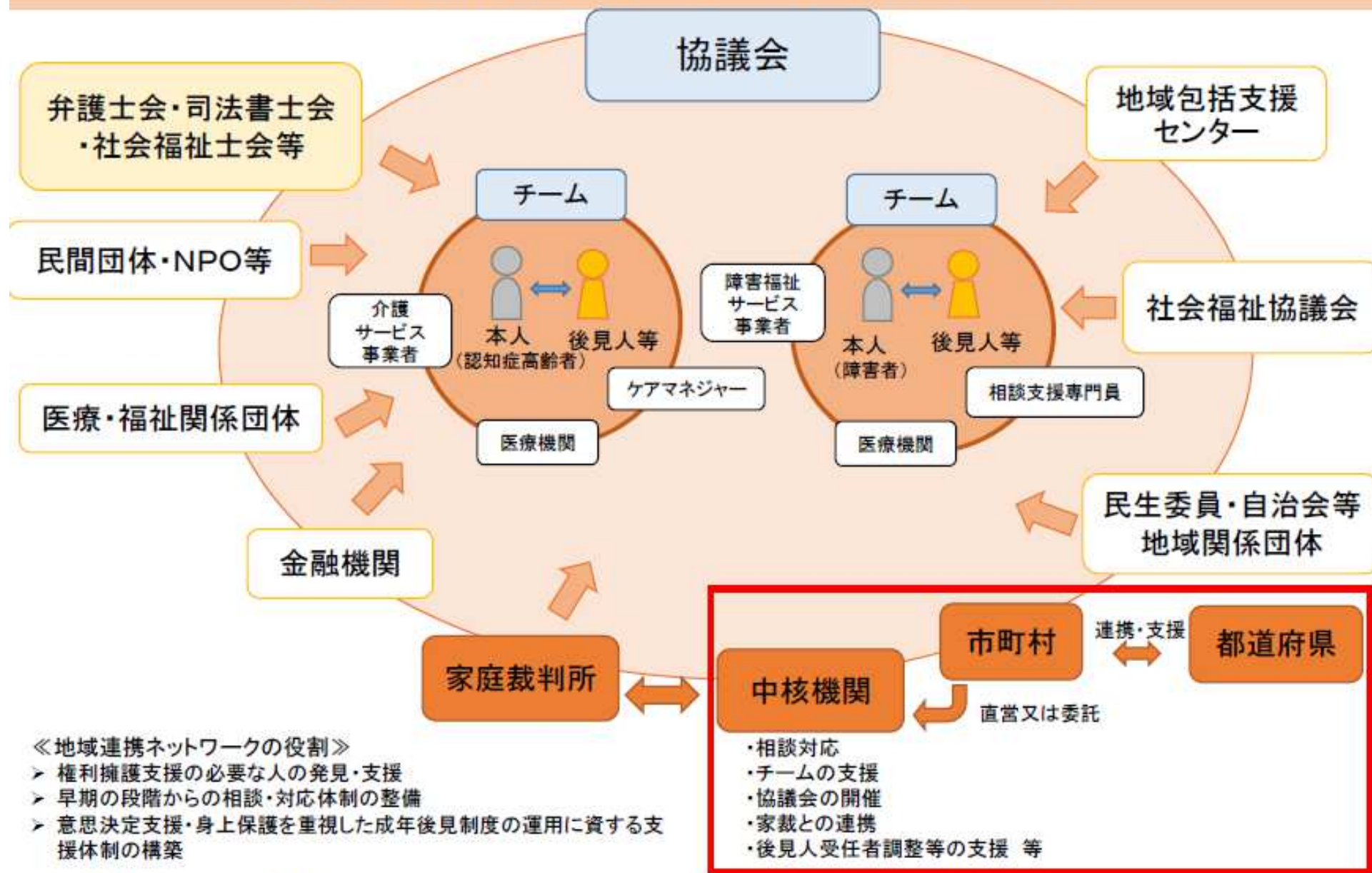
(2) 中核機関の設置、運営。中核機関とは、

権利擁護支援のための地域連携ネットワークの司令塔となる機関



どの地域においても、必要な人が、安心して制度を利用できる環境の整備。

地域連携ネットワークのイメージ



- 《地域連携ネットワークの役割》
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- 《地域連携ネットワークの機能》
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

市町村 連携・支援 都道府県

中核機関 直営又は委託

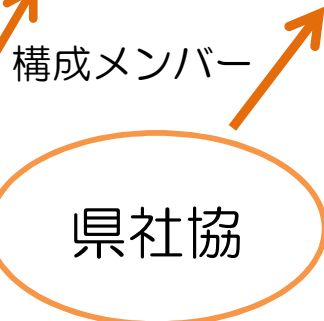
- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

成年後見制度利用促進協議会

県内ネットワークを構築して利用促進・体制整備を促進しています。



- 【構成団体】
- 県、全市町村
 - 県社協、全市町村社協
 - 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会
- 【オブザーバー】
- 家庭裁判所 (本庁・支部・出張所)



構成メンバー

事務局

課題の吸上げ・共有



課題の解決

市町村社協への働きかけ
運営支援

立ち上げ支援
運営支援

- 【構成団体】
- 管内市町村
 - 管内市町村社協
 - 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、行政書士会
- 【オブザーバー】
- 県、県社協、家庭裁判所

